

令和5年度一者特命随意契約一覧

| No. | 契約締結日   | 業種 | 案件名                                | 契約期間又は納入期限                 | 契約金額(円)<br>※原則、消費税込み | 決定事業者                 | 適用条項                                | 選定理由   |
|-----|---------|----|------------------------------------|----------------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------------------|--|
| 1   | 令和5年4月  | 工事 | 令和5年度上小学校非常放送設備修繕工事                | 令和5年4月4日 から 令和5年7月4日 まで    | 総価 1,815,000円        | 株式会社イーエイチケー           | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第2号</a> | 上小学校の非常放送設備及び児童用放送設備について、一時的に使用不可能な状態になるなど不具合が生じたため、緊急時の放送ができないことを回避する必要があることから、令和4年度の消防設備点検委託の受注業者であり、学校の消防設備を熟知しており、上小学校の点検を実施し、不具合の状況を把握している本業者を選定するものです。   |
| 2   | 令和5年6月  | 工事 | 令和5年度し尿希釈投入施設受入槽No.1 破砕ポンプ修繕工事     | 令和5年6月30日 から 令和5年9月18日 まで  | 総価 1,375,000円        | 株式会社相互ポンプ製作所<br>東京営業所 | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本設備は秦野市の仕様に基づき、製造会社が特注で設計、製造したものです。製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関する未公開データや専門知識を有している業者でなければ的確な履行が不可能です。また、万が一他社が修繕等により独自で部品調達や交換を実施し、本製品が構造上を理由とした故障が発生した場合、製造会社以外が手を加えたことを理由に、今後の点検や修繕において製造会社が責任を回避するとともに責任の所在が不明確となることから、本設備の製造会社を選定するものです。 |
| 3   | 令和6年2月  | 工事 | 令和5年度第1号公共下水道汚水ます設置工事(その80)        | 令和6年2月9日 から 令和6年3月15日 まで   | 総価 2,475,000円        | 有限会社三貴建設              | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第6号</a> | 本工事は、公共下水道(汚水)の処理開始区域内において、公共汚水ますの未設置箇所に汚水ますを設置するものです。本業者は、同一箇所に宅内排水設備の切り替え工事を行うことから、同一業者が施工することで、工期短縮に寄与することに加えて、近隣住民や工程の調整が円滑に進み、安全で適切な施工が可能で有利と認められるため、本業者を選定するものです。  |
| 4   | 令和5年10月 | 工事 | 令和5年度浄水管理センター汚泥棟No.2 シール水揚水ポンプ修繕工事 | 令和5年10月27日 から 令和6年3月18日 まで | 総価 3,080,000円        | 昇株式会社 神奈川支店           | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | この設備は、秦野市の要求に基づき、製造会社が設計、製造したものであり、製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関するデータが公表されていないため、専門知識を有している業者でなければ的確な履行が期待できません。また、他社が設備に手を加えることで、責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障を来します。よって、製造会社から設備の保守点検及び修繕等を一任された本業者を選定するものです。                                      |

令和5年度一者特命随意契約一覧

| No. | 契約締結日   | 業種 | 案件名                              | 契約期間又は納入期限                 | 契約金額(円)<br>※原則、消費税込み | 決定事業者                | 適用条項                                | 選定理由   |
|-----|---------|----|----------------------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------------|--|
| 5   | 令和5年7月  | 工事 | 令和5年度第1号公共下水道中央処理区枝線整備工事(平沢1工区)  | 令和5年7月20日 から 令和5年10月10日 まで | 総価 2,310,000円        | 有限会社アイ商会             | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第6号</a> | 本工事は造成工事に伴う公共汚水ますの設置申込を受けたため、汚水ます及び本管の整備するものですが、同一施工箇所において造成業者による給排水取出口工事が予定されています。現場は行き止り道路であることから、汚水ます設置工事を同一業者が施工することにより、近隣住民や宅内との調整が円滑に進み、工期の短縮及び現場管理の徹底による安全性の確保が図れるため、給排水取出口工事を施工中の本業者を選定するものです。 |
| 6   | 令和5年12月 | 工事 | 令和5年度浄水管理センター1系水処理棟№2余剰汚泥ポンプ修繕工事 | 令和5年12月15日 から 令和6年3月18日 まで | 総価 2,695,000円        | 株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社 | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | この設備は、秦野市の要求に基づき、製造会社が設計、製造したものであり、製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関するデータが公表されていないため、専門知識を有している業者でなければ的確な履行が期待できません。また、他社が設備に手を加えることで、責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障を来します。よって、本設備の施工業者である本業者を選定するものです。                   |
| 7   | 令和5年5月  | 工事 | 令和5年度浄水管理センター№4送風機改築工事           | 令和5年5月2日 から 令和6年3月18日 まで   | 総価 58,850,000円       | 显株式会社 神奈川支店          | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | この送風機は、秦野市の要求に基づき、製造会社が特注で設計、製造したものであり、製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関するデータが公表されていないため、専門知識を有している業者でなければ的確な履行が期待できません。また、他社が設備に手を加えることで、責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障を来します。よって、製造会社から設備の保守点検及び修繕等を一任された業者を選定するものです。   |
| 8   | 令和5年7月  | 工事 | 令和5年度浄水管理センター№2し渣搬出機修繕工事         | 令和5年7月14日 から 令和5年11月27日 まで | 総価 1,650,000円        | 株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社 | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本設備は、秦野市の仕様に基づき、製造会社が特注で設計、製造したものであり、製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関するデータが公表されていないため専門知識を有している事業者でなければ的確な履行が期待できません。また、他社が本設備に手を加えた場合、責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障を来します。よって、本設備の施工業者であり、修繕等を行っている次の事業者を選定するものです。     |

令和5年度一者特命随意契約一覧

| No. | 契約締結日   | 業種 | 案件名                             | 契約期間又は納入期限                 | 契約金額(円)<br>※原則、消費税込み | 決定事業者           | 適用条項                                | 選定理由   |
|-----|---------|----|---------------------------------|----------------------------|----------------------|-----------------|-------------------------------------|--|
| 9   | 令和5年11月 | 工事 | 令和5年度浄水管理センター水処理棟Ⅱ系5池散気装置修繕工事   | 令和5年11月8日 から 令和6年2月29日 まで  | 総価 4,928,000円        | 株式会社ミノタ 横浜営業所   | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | この散気装置は、秦野市の要求に基づき、製造会社が設計、製造したものであり、製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関するデータが公表されていないため、専門知識を有している業者でなければ的確な履行が期待できません。また、他社が設備に手を加えることで、責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障を来します。よって、本設備の施工会社である本業者を選定するものです。             |
| 10  | 令和5年10月 | 工事 | 令和5年度浄水管理センター水処理棟Ⅰ系生汚泥濃度計修繕工事   | 令和5年10月6日 から 令和6年2月29日 まで  | 総価 1,925,000円        | 株式会社西原環境 横浜営業所  | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | この濃度計は、秦野市の要求に基づき、製造会社が設計、製造したものであり、製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関するデータが公表されていないため、専門知識を有している業者でなければ的確な履行が期待できません。また、他社が設備に手を加えることで、責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障を来します。よって、製造会社である本業者を選定するものです。                  |
| 11  | 令和5年10月 | 工事 | 令和5年度大根川ポンプ場№.3及び№.4雨水排水ポンプ修繕工事 | 令和5年10月20日 から 令和6年2月29日 まで | 総価 1,650,000円        | 在原神事株式会社 神奈川支店  | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本設備は、秦野市の仕様に基づき、製造会社が特注で設計、製造したものであり、製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関するデータが公表されていないため専門知識を有している事業者でなければ的確な履行が期待できません。また、他社が本設備に手を加えた場合、責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障を来します。よって、本設備の施工業者であり、修繕等を行っている次の事業者を選定するものです。 |
| 12  | 令和5年6月  | 工事 | 令和5年度大根川ポンプ場監視制御装置等修繕工事         | 令和5年6月30日 から 令和6年3月18日 まで  | 総価 3,300,000円        | 東芝インフラシステムズ株式会社 | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本設備は、秦野市の仕様に基づき、製造会社が特注で設計、製造したものであり、製造会社独自の開発部分が多く、設計・製造に関するデータが公表されていないため専門知識を有している事業者でなければ的確な履行が期待できません。また、他社が本設備に手を加えた場合、責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障を来します。よって、本設備の施工業者であり、修繕等を行っている次の事業者を選定するものです。 |

令和5年度一者特命随意契約一覧

| No. | 契約締結日   | 業種 | 案件名  | 契約期間又は納入期限                | 契約金額(円)<br>※原則、消費税込み | 決定事業者                    | 適用条項                                | 選定理由   |
|-----|---------|----|--|---------------------------|----------------------|--------------------------|-------------------------------------|--|
| 13  | 令和5年5月  | 工事 | 令和5年度鶴巻駅前雨水排水ポンプ修繕                             | 令和5年5月16日 から 令和5年7月31日 まで | 総価 8,030,000円        | 株式会社第一テクノ 横浜営業所          | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 当該ポンプについては、過年度にポンプの分解点検を行った際に、腐食が進行しており補修が困難であり、既存再利用できない部品があることが判明しました。本修繕で交換する部品はポンプ製造会社独自の技術で設計・製造した部品であり、専門知識を有している業者でなければ確実な履行が出来ません。また、他社が整備することで、責任の所在が不明確となり、維持管理に支障をきたします。これらのことから、当該ポンプを設計・製造した会社の特約店であるとともに、分解点検を行い機器に精通している本業者を選定するものです。 |
| 14  | 令和5年7月  | 工事 | 令和5年度鶴巻中継ポンプ場No.4汚水ポンプ用電動吐出弁修繕工事               | 令和5年7月21日 から 令和6年1月15日 まで | 総価 2,200,000円        | 株式会社前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所 | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本設備は秦野市の使用に基づき、製造会社が特注で設計、製造したものです。製造会社独自の開発部分が多く設計・製造に関する未公開データや専門知識を有している業者でなければ確実な履行が不可能です。また、万が一他社が修繕等により独自で部品調達や交換を実施し、本製品が構造上を理由とした故障が発生した場合、製造会社以外が手を加えたことを理由に、今後の点検や修繕において製造会社が責任を回避するとともに責任の所在が不明確となることから、本設備の製造会社の修繕等の専門業者を選定するものです。       |
| 15  | 令和5年10月 | 工事 | 令和5年度第1号公共下水道汚水マンホールポンプ及び鶴巻南二丁目雨水排水ポンプ通報装置修繕工事 | 令和5年10月30日 から 令和6年2月9日 まで | 総価 10,472,000円       | 株式会社第一テクノ横浜営業所           | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 修繕対象設備は、制作会社のデータサーバーに秦野市のマンホールポンプ機場情報クラウドを構築し、24時間監視しているものです。この設備の点検及び部品交換を行うには本システムを熟知しているものによる作業が不可欠です。さらには、他社が設備に手を加えることでクラウドサービスに機場情報が反映されなくなる可能性があり、今後の維持管理に支障をきたします。これらのことから本設備を製造しクラウドを管理している本業者を選定するものです。                                    |
| 16  | 令和5年6月  | 工事 | 令和5年度市道八沢2号線災害復旧工事                             | 令和5年6月6日 から 令和5年12月25日 まで | 総価 2,750,000円        | 有限会社さくら建設                | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第2号</a> | 本工事は市道八沢2号線において、道路脇の法面が崩壊し、車両及び歩行者の安全な通行が阻害されていること、近隣住民の生活を脅かしていることから、安全の確保、二次災害の未然防止のため、緊急に対応することが必要となります。このことから、早急に重機や作業者の手配等が対応可能で、業務、現場に精通している同地域で実績のある本業者を選定するものです。   |

令和5年度一者特命随意契約一覧

| No. | 契約締結日   | 業種 | 案件名                          | 契約期間又は納入期限                 | 契約金額(円)<br>※原則、消費税込み | 決定事業者                 | 適用条項                                | 選定理由  |
|-----|---------|----|------------------------------|----------------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------------------|---|
| 17  | 令和6年1月  | 工事 | 令和5年度メタックス体育館はだの吸収冷温水機修繕工事   | 令和6年1月24日 から 令和6年3月15日 まで  | 総価 2,530,000円        | 川重冷熱工業株式会社東日本支社       | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | メタックス体育館はだの吸収冷温水機は内部構造や部品等がメーカー独自のものです。本業務については製造・設置した本業者でなければ対応が不可能です。また本設備の保守点検業者であるため、他社が設備に手を加えることで責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障をきたします。よって、設備を熟知した本業者を選定するものです。   |
| 18  | 令和5年5月  | 工事 | 令和5年度中栄信金スタジアム秦野グラウンド整備工事    | 令和5年5月24日 から 令和5年7月24日 まで  | 総価 6,985,000円        | 美津濃株式会社               | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本施設は、利用者が多い施設であることから冬季の施設休業期間の検討を行いました。芝生の生育に影響が出ることから、本工事は利用期間内における短期間の作業制約のある整備をせざるを得ません。このため、本工事では、現場の状況に精通し、作業制約期間内で施工のできる特殊な技術で施工実績があり工事完了後、直ちに使用開始するため引継ぎが容易にできる指定管理者である本業者を選定するものです。   |
| 19  | 令和5年10月 | 工事 | 令和5年度中栄信金スタジアム秦野電光掲示板設備修繕工事  | 令和5年10月10日 から 令和6年1月15日 まで | 総価 3,949,000円        | パナソニックEWEエンジニアリング株式会社 | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 中栄信金スタジアム秦野の電光掲示板設備は内部構造や部品等がメーカー独自のものです。本業務については電光掲示板を製造・設置した本業者でなければ対応が不可能です。また、本設備の保守点検業者であるため、他社が設備に手を加えることで責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障をきたします。よって、設備を熟知した本業者を選定するものです。  |
| 20  | 令和6年2月  | 工事 | 市役所本庁舎エレベーター改修工事（令和5年度継続費設定） | 令和6年2月16日 から 令和6年11月26日 まで | 総価 35,090,000円       | 株式会社日立ビルシステム横浜支社      | <a href="#">秦野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本件エレベーターは日立製です。今回の改修工事は既存機器の流用もしながらの対応となるため、既存機器と新設機器等の整合及び調整が必要となり、既設と新設設備が密接不可分の関係にあります。そのため、同社製機器の施工を一手に担っている、(株)日立ビルシステムでない技術的な対応、安全確保等の対応が難しいため、本事業者を選定するものです。また、「エレベーター工事に係る入札・契約手続について（通知）」（平成29年3月29日付け28施設企第34号文部化科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）においても、エレベーター工事を単独で発注する場合における部分改修では、随意契約とすることの指示があり、これにも準拠するものです。 |

令和5年度一者特命随意契約一覧

| No. | 契約締結日   | 業種 | 案件名                             | 契約期間又は納入期限                | 契約金額(円)<br>※原則、消費税込み | 決定事業者                | 適用条項                                | 選定理由   |
|-----|---------|----|---------------------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------------|--|
| 21  | 令和5年12月 | 工事 | 令和5年度市宮沢駅北口駐車場電気自動車充電設備設置工事     | 令和5年12月5日 から 令和6年1月12日 まで | 総価<br>1,540,000円     | 新光電業株式会社             | <a href="#">泰野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 財源が一般社団法人次世代自動車振興センター補助金を活用して設置するため工事業者への支払いおよび実績報告を令和6年1月31日まで完了しなければなりません。地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により11月15日付で見積を3者に徴しましたが、工期が短いことを理由とし、全者辞退となりました。つきましては、設置する機会を確保するため、唯一履行可能であった本業者を選定するもの。   |
| 22  | 令和5年12月 | 工事 | 令和5年度戸川塚原給水管修繕工事(その2)           | 令和5年12月8日 から 令和6年2月28日 まで | 総価<br>2,200,000円     | 株式会社水野建設             | <a href="#">泰野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本工事は選定業者が自費工事を施工している箇所で、その自費工事において配水管を新設することとなっています。その結果、配水管と多数の給水管が並走となるため、取り出し直しの工事を実施することで、漏水を未然に防止することを目的としています。そのため、本工事で自費工事は密接な関係にあり、同一業者が同時に履行することで工期が短縮できること、舗装に係る工事費が軽減すること、また安全かつ円滑な施工が望めることから本業者を選定するものです。  |
| 23  | 令和5年4月  | 工事 | 令和5年度広畑配水場2号及び3号送水ポンプ用電動機改良工事   | 令和5年4月5日 から 令和6年2月29日 まで  | 総価<br>15,070,000円    | 株式会社明電エンジニアリング 神奈川支店 | <a href="#">泰野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 本工事は、広畑配水場の2号及び3号送水ポンプの電動機の固定子巻線の巻替え等の改良を実施するものであります。既設電動機を製造者(株式会社明電舎)の工場に持ち込み、分解し固定子巻線や消耗部品を更新する工事内容からその者のみが有する特殊な技術、機械等を必要とします。これらの理由から既設機器の製造者のサービス会社である業者を選定するものです。   |
| 24  | 令和5年9月  | 工事 | 令和5年度八幡山配水場2号送水ポンプ用電動弁電動開閉器更新工事 | 令和5年9月26日 から 令和6年3月15日 まで | 総価<br>7,700,000円     | 佐原商事株式会社 神奈川支店       | <a href="#">泰野市契約規則第31条の2第2項第5号</a> | 令和5年7月30日に八幡山配水場の2号金井場送水ポンプ用の電動弁の故障が発生しました。調査の結果、電動弁装置内部の電動開閉器の故障と判明し、更新が必要となりました。金井場送水ポンプは、金井場配水場への送水のための重要な設備で3台配置され運用2台ですが、故障により点検や切替えができない状況となっています。また今後運用機が故障した際には断水等の状況になる恐れもありますので、早急に更新する必要があります。更新する機器は既設電動弁の一部である電動開閉器を更新するもので、既設機器と密接不可分の関係にあり、製造者でなければ著しく支障が生じるものであることから既設設備の製造者の代理店であり、速やかに機器の手配が可能で、過去の実績も良好で信頼のおける本業者を選定するものです。 |